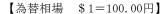
申告価格の計算方法

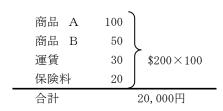
あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は CIF価格 (貨物代金+貨物運賃+貨物保険料)・・・・・・・・・ ① C&F価格 (貨物代金+貨物運賃)・・・・・・・ 仕入書価格 × 為替換算レート (1) = 申告価格 仕入書価格+貨物保険料 × 為替換算レート = 申告価格 (2) 仕入書価格+貨物運送料+貨物保険料 × 為替換算レート = □ 申告価格 3

また、あなたが輸入しようとする貨物に課せられる関税は、貨物の種類ごとに異なりますのでご注意下さい。 なお、インボイス(仕入書)に記載された品目が数種類ある場合には、上記の「貨物運送料」及び「貨物保険料」 をそれぞれの貨物ごとに計算する必要があり、以下のようになります。

[例]







[計算式]

商品Aの価格 + 商品Bの価格 = \$100 + \$50 = \$150

20,000円÷150=133.33・・・・・・ [按分係数] (小数点以下第3位四捨五入)

[商品の価格] × 按分係数 = 申告価格

(商品A)・・・・・・100×133.33=13,333 商品Aの申告価格:13,333円 (商品B)・・・・・・50×133.33=6,666.5商品Bの申告価格:6,666円

(円位未満切り捨て)

スパークリングワインの関税の計算 【税率が従量税品(貨物容量又は数量に課税される貨物)】

あなたが輸入しようとしている貨物がスパークリングワイン (750ml・アメリカ産) が 2本の場合 申告数量 (申告書の③に記載する数量) \rightarrow 750ml×2本 ③1,500ml

(数量欄にも同様に記載)

税 率 (申告書の④に記載する税率) - ④182円/1

税 額1,500m1×182.00円/1=273.00- (円未満切り捨て) 273 - (100円未満切り捨て) \rightarrow ⑦ 200 (1.51)

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日より「軽減税率制度」が実施されており、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、 軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)と標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)の 複数税率とされています。

保税地域から引き取られる飲食料品(酒類を除く)については、軽減対象貨物として軽減税率の対象となります。

- (注) ・CIF価格とは、貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格です。
 - ・C&F価格とは、貨物代金と貨物運賃を合計した価格です。
 - ・FOB価格とは、貨物代金のみの価格です。
 - ・酒税の税率は、令和2年10月1日現在における果実酒の税率です。